

ちば広域連合だより

第40号

千葉県人口6,275,934人(令和8年1月1日現在) 被保険者数1,016,260人(令和8年1月31日現在)
※本文中の被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者のことを指します。

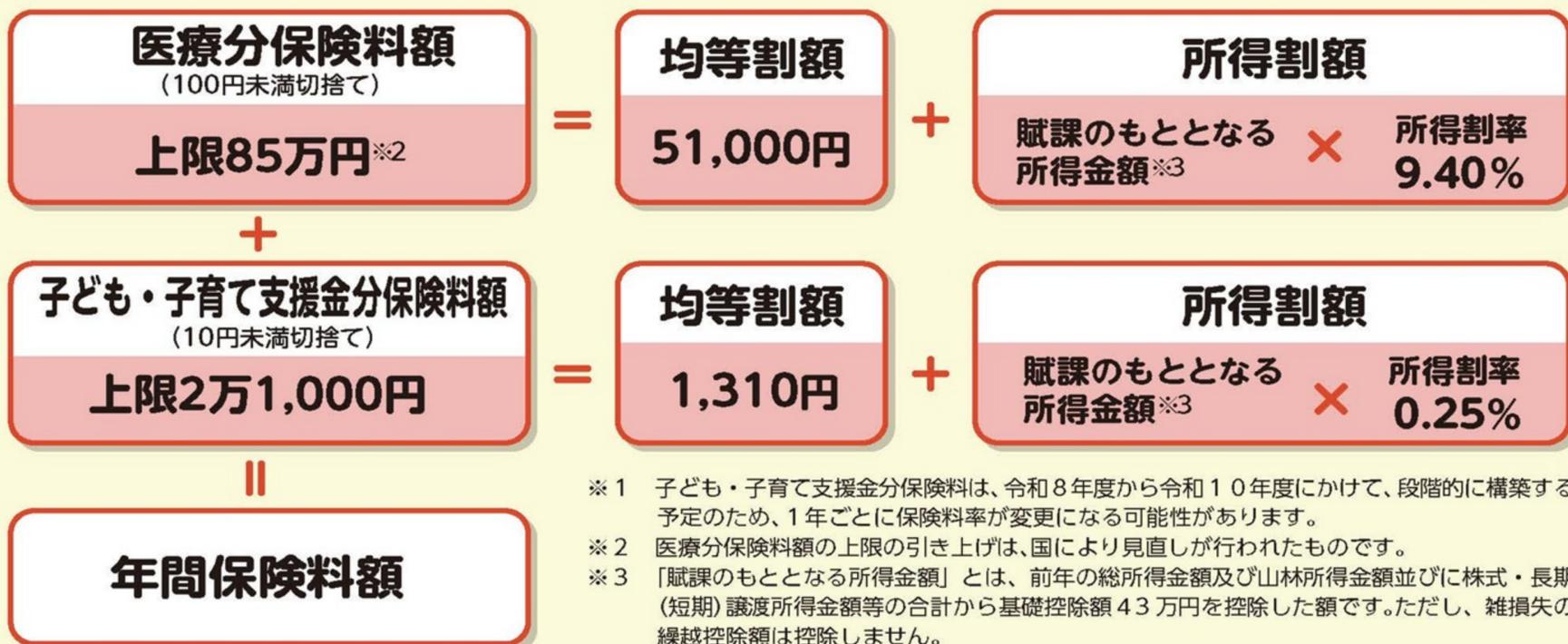
令和8年度の保険料率が決まりました

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

この度、令和8年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。
後期高齢者医療制度の保険料率は、法律に基づき、医療分保険料額は2年ごとに、子ども・子育て支援金分保険料額は1年ごとに見直しを行います。
所得の低い方には、保険料の軽減措置があります。保険料の軽減措置の詳細については2ページに掲載しています。
なお、**新しい保険料率による保険料は7月に決定し、お住まいの市(区)町村から決定通知書をお送りします。**

令和8年度

年間保険料額 = 医療分保険料額 + 子ども・子育て支援金分保険料額※1



※1 子ども・子育て支援金分保険料は、令和8年度から令和10年度にかけて、段階的に構築する予定のため、1年ごとに保険料率が変わる可能性があります。
 ※2 医療分保険料額の上限の引き上げは、国により見直しが行われたものです。
 ※3 「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額43万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

保険料率改定の主な要因

子ども・子育て支援金とは？

①医療給付費の増加

医療の高度化などにより、ひとりあたりの医療給付費(医療費総額から自己負担額を除いた費用)の増加が見込まれます。

②後期高齢者負担率※の見直し

後期高齢者医療にかかる費用の一部を賄う現役世代の負担上昇を抑えるため、後期高齢者負担率の見直しが行われました。

③診療報酬の改定

医療従事者等の賃上げ、物価上昇への対応など、医療機関等を取り巻く環境の変化への対応のため、診療報酬の改定が行われます。

④子ども・子育て支援金の導入

令和8年度から、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みである、子ども・子育て支援金制度が開始します。

全世代から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。法律により規定されており、令和8年度から段階的に実施することとなっています。令和8年4月分から従来の保険料とあわせて拠出いただきます。

詳しくは子ども家庭庁ホームページをご覧ください。



子ども家庭庁

※後期高齢者負担率とは
医療給付費のうち、保険料でまかなう割合。全国一律。被保険者の増加、現役世代人口の減少により、令和8年度は13.27%(前回は12.67%)となりました。